1

保育所の整備

保育所等の施設整備については、平成19 (2007) 年度は、民間保育所等の整備を推進するための 予算として、次世代育成支援対策施設整備交付金において約130億円を計上しており、引き続き、「子 ども・子育て応援プラン」に基づき、待機児童ゼロ作戦の更なる推進を図るため、受入児童数の拡 大を図る民間保育所の新設、増築や老朽化した施設の改築等の整備を図っていく。

また、同プランに盛り込まれている事業の推進を図るため、地域における子育て支援のための子育て支援相談室等の整備、一時・特定保育事業のための保育室等の整備、病児・病後児保育事業のための保育室等の整備など、地域の実情に応じた次世代育成支援対策に資する整備について、平成19 (2007) 年度においても引き続き推進していく。

2

保育所への優先入所

保育所への入所については、母子及び寡婦福祉法第28条により市町村は母子家庭等の福祉が増進されるよう特別の配慮をすることとされ、平成15 (2003)年の通知「保育所の入所等の選考の際における母子家庭等の取扱いについて」においても、母子家庭等の児童を保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱うことについて特別の配慮を求めており、平成19 (2007)年度においても引き続き周知を図っていく。

3

延長保育

保育所の11時間の開所時間を超えて、更に30分以上の保育を実施する延長保育事業については、「子ども・子育て応援プラン」に基づき、次世代育成支援対策交付金において推進しており、平成19 (2007) 年度予算においては365億円を計上している。

なお、同プランにおいては、平成21 (2009) 年度までに16,200か所で実施することを目標に掲げている。

4

夜間保育

夜間の保育需要への対応を図るため、開所時間がおおむね午前11時から午後10時までである保育 所に対して、定員によって定まる保育単価に夜間保育所加算分保育単価を加算している。

また、夜間保育所として特別に必要となる経費(1か所当たり年額150万円)を補助する夜間保育推進事業については、平成19(2007)年度予算において80か所分、4千万円を計上している。

なお、夜間保育については、「子ども・子育て応援プラン」において、平成21 (2009) 年度までに 140か所で実施することを目標に掲げている。

5 病児・病後児保育事業

平成19 (2007) 年度から、新たに「病児・病後児保育事業」として実施し、平成18 (2006) 年度まで実施した乳幼児健康支援一時預かり事業 (病後児保育) の対象となる施設に加えて、児童が通う保育所において、入所児童が体調不良になった場合なども対応し、保育を行うこととする。

6 放課後子どもプラン

平成19 (2007) 年度から、新たに「放課後子どもプラン」として、各市町村において教育委員会が主導して、福祉部局と連携を図り、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)」とを一体的又は連携して実施する総合的な放課後対策を推進していくこととしている。

放課後児童クラブは、学齢期の児童の生活の場として高く評価されており、これまでも積極的に設置を進めてきているが、一方で、設置の更なる促進や学校との連携強化などの内容の充実が求められており、放課後子どもプランの創設によりこうした課題に対応することとしている。なお、放課後児童クラブについては平成19(2007)年度予算において未実施小学校区の早急な解消等を図るため、対前年度5,900か所増の159億円(20,000か所分)を計上している。

また、放課後児童クラブにおける母子家庭等の優先的利用については、平成15 (2003) 年の通知 (「保育所の入所等の選考の際における母子家庭等の取扱いについて」) において、保護者の就業や 求職活動、職業訓練などを行うことができるよう、各放課後児童クラブにおいて母子家庭等が優先 的に利用できるよう配慮を求めており、平成19 (2007) 年度においても引き続き周知を図っていく。